

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に入社後、大型運転免許を取得し、同市所在のD会社E工場構内において、鉄、アルミニウム、ニッケル等を溶かして固めたスラグ（鋼滓）をダンプカーで運搬する業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、ダンプカーでのスラグの運搬作業中に運転操作を誤り、運転していたダンプカーがスラグ用の穴に滑落して横転し負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、負傷当日、F病院に受診し、「右多発肋骨骨折、右血胸」と診断され、同月〇日まで入院し、以後通院により治療を続けたところ、請求人によると、退院してしばらくしてから、呼吸が苦しくなって目が覚めるなど毎日睡眠不足の状態が続くようになったとしている。なお、請求人の上記肋骨骨折等は平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Gクリニックに受診し「不安神経症」と診断され、その後、複数の医療機関に受診して「うつ病」と診断された。

請求人は、本件災害が原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人が発病した精神障害及び発病時期について、H医師は平成○年○月○日付け意見書において、「不安神経症」であり、発病時期は平成○年○月頃であるとの意見を述べており、また、I医師は平成○年○月○日付け意見書において、「うつ病」であり、発病時期は不詳であるものの、「妻が妊娠した頃からと考えられる」との意見を述べており、更にJ医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「うつ病」であり、発病時期は「平成○年○月～○月」であるとの意見を述べている。そして、労働局地方労災医員協議会脳・心臓疾患専門部会(以下「専門部会」という。)は、これらの医学的所見を含め請求人が発病に至った経緯を詳細に検討し、平成○年○月○日付けの意見書においては「うつ病」であるとの見解を示すも、平成○年○月○日付け意見書においては、ICD-10診断ガイドラインの「F.43.2 適応障害」であると修正し、その発病時期についても、当初の意見書において平成○年○月頃であるとするも、後の意見書においては平成○年○月頃であると修正している。

(2) 当審査会においては、請求人が発病に至った経過を再度検討したが、発病の経緯を精査した専門部会の所見は説得力に富むものであり、被災者は平成○年

○月頃に ICD-10 診断ガイドラインの「F.43.2 適応障害」を発病したものであると考えることが妥当であると判断する。

(3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(4) 請求人は、平成○年○月○日に発生した本件災害が原因となって、精神障害、又は、外傷による高次脳機能障害になったものである旨を主張するが、上記3名の医師及び専門部会の意見によると、本件災害時点においては、請求人の精神障害は既に発病していたものとされている。認定基準は対象疾病の発病前おおむね6か月の間に生じた業務による心理的負荷をもたらす出来事を評価の対象とするものであり、請求人については同時期に係る出来事を主張してはいないことから、評価の対象となる出来事は存在しないこととなる。そこで、当審査会においては、請求人が主張する本件災害について、発病後の出来事として請求人の精神障害を増悪させる「特別な出来事」に相当するかを検討したところ、本件災害による請求人の負傷の程度は、「右多発肋骨骨折、右血胸」であり、K医師の平成○年○月○日付け意見書によると入院の期間は事故後10日程度(平成○年○月○日から○日まで)であったことから重症とは言い難く、当審査会としては、特別な出来事の「生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした」に該当するものでないと判断する。

(5) なお請求人は、L医師による平成○年○月○日労働基準監督署受付けの意見書及び平成○年○月○日作成の現地調査復命書における請求人が高次脳機能障害である旨の所見を根拠に、本件災害により高次脳機能障害が生じたものである旨を主張するところ、同医師が頭部MRIを施行したのは、同医師による平成○年○月○日付け意見書によれば、本件災害後1年4か月以上も経過した平成○年○月○日であり、MRIによる診断において硬膜下血腫が認められたとしても同災害によるものであるとは確認し難く、また、本件災害時にはヘルメットをかぶっており頭部は保護されていたと認められること、請求人が災害当初より頭部への異常を継続的に訴えていたという事実は確認されていないこと

などの事情を勘案すると、仮に請求人に高次脳機能障害の症状があったとしても、本件災害に起因するものであるとは判断し得ないものである。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。